

酒類業組合法(抄)

昭和二十八年二月二十八日号外法律第七号
最終改正 平成十八年法律第十号

昭和二十八年三月四日政令第二十八号
最終改正 平成十八年政令第百三十号

(酒類の表示の基準)

第八十六条の六 財務大臣は、前条に規定するもののほか、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる。

2 財務大臣は、前項の規定により酒類の表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 財務大臣は、第一項の規定により定められた酒類の表示の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の指示をすることができる。

4 財務大臣は、前項の指示に従わない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

(酒類の表示に関する命令)

第八十六条の七 財務大臣は、前条第三項の指示を受けた者がその指示に従わなかつた場合において、その遵守しなかつた表示の基準が、同条第一項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして財務大臣が定めるもの（以下「重要基準」という。）に該当するものであるときは、その者に対し、当該重要基準を遵守すべきことを命令することができる。

(国税審議会への諮問)

第八十六条の八 財務大臣は、第八十六条の六第一項の規定により酒類の表示の基準を定めようとするとき、又は前条の規定により重要基準を定めようとするときは、あらかじめ、国税審議会に諮問しなければならない。

(表示の基準)

第八条の四 法第八十六条の六第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 酒類の製法、品質その他これらに類する事項

二 未成年者の飲酒防止に関する事項

三 酒類の消費と健康との関係に関する事項

(権限の委任)

第二十一条 財務大臣は、法、令及びこの省令の規定に基づく財務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものの以外のものは、国税庁長官に委任する。

一 法第四十三条第一項（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による協定の設定又は変更の認可

二 法第四十五条（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による協定の変更命令又は認可の取消

三 法第八十四条第一項から第三項までの規定による酒税保全のための勧告又は命令

四 法第八十五条の規定による国税審議会への諮問

五 法第八十六条の規定による基準販売価格の設定、変更及び廃止

六 法第九十条の規定による解散命令（中央会及び全国を地区とする酒類業組合に対するものに限る。）

七 法第九十四条の規定により公正取引委員会に協議し、又はその財務大臣に対する処分の請求を受けること。

2～3（略）

酒類業組合法施行規則(抄)

昭和二十八年三月六日大蔵省令第十一号
最終改正 平成十八年財務省令第四十号

昭和二十八年三月六日大蔵省令第十一号
最終改正 平成十八年財務省令第四十号